

令和4・5年度後期高齢者医療保険料率の算定案について

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直すこととなっており、東京都後期高齢者医療広域連合から別紙のとおり、現段階における令和4・5年度の保険料率算定案が示された。

今後、診療報酬の改定状況や保険料率の増加を一定程度抑制するための措置などを踏まえて協議を重ね、最終的には東京都後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率を決定していく。

1 算定における設定条件

- (1) 厚生労働省通知により、後期高齢者負担率を11.77%とした。
- (2) 平均被保険者数は、令和4年度は1,664千人、令和5年度は1,730千人と推計している。
- (3) 一人当たり医療給付費の伸び率は年0.78%と推計している。
- (4) 調整交付金算定に用いる所得係数は、「1.59」と推定した。このため、均等割額と所得割額の比率は「38.61：61.39」としている。
- (5) 被保険者の所得の伸び率は、令和3年6月の確定賦課時点の所得を基とし「-1.20%」と見込んでいる。
- (6) 令和4年度後半からの窓口2割負担の施行に伴う影響については、現時点では見込んでいない。

2 剰余金について

令和2・3年度決算に見込まれる剰余金180億円については、後期高齢者医療保険料率の上昇を抑制するため活用する。

3 令和4・5年度保険料率算定案

上記の考え方をもとに、東京都後期高齢者医療広域連合が現段階での保険料率算定案を示した。(東京都後期高齢者医療広域連合 資料：別紙)

現在示されている算定案では、財政安定化基金拠出金を除く、審査支払手数料など3項目と、所得割額軽減策について、区市町村の一般財源を投入する保険料軽減策の実施を前提として算定されており、さらに、厚生労働省通知による後期高齢者負担率11.77%等を考慮したものである。

4 保険料算定の基礎となる数値（「東京都後期高齢者医療広域連合」による試算）

	4年度	5年度	平均
年度平均被保険者数	1,664千人	1,730千人	1,697千人
一人当たり医療給付費	883,151円	890,040円	

(単位：百万円)

		4年度	5年度	合計
費用	医療給付費	1,469,563	1,539,769	3,009,332
	葬祭費	4,236	4,404	8,640
	審査支払手数料	3,469	3,612	7,081
	財政安定化基金拠出金(0%)	0	0	0
	特別高額医療費共同事業拠出金	797	931	1,728
	保健事業費(健康診査委託料)	5,496	5,819	11,315
	保険事業と介護予防の一体的実施	1,188	1,635	2,823
	費用合計			3,040,919

収入	国	療養給付費負担金	326,096	341,675	667,771
		高額医療費負担金	8,516	9,282	17,798
		普通調整交付金	56,287	60,305	116,592
		健康診査補助金	1,641	1,737	3,378
		一体的実施補助金	792	1,090	1,882
	都	療養給付費負担金	108,699	113,892	222,591
		高額医療費負担金	8,516	9,282	17,798
		健康診査補助金	1,641	1,737	3,378
	区市町村	療養給付費負担金	108,699	113,892	222,591
		葬祭費負担金	4,236	4,404	8,640
		審査支払手数料負担金	3,469	3,612	7,081
		財政安定化基金負担金(0%)	0	0	0
	後期高齢者交付金		644,403	675,189	1,319,592
	特別高額医療費共同事業交付金		797	931	1,728
	剰余金		9,000	9,000	18,000
	収入合計				2,628,820
	保険料収納必要額(-)				412,099